

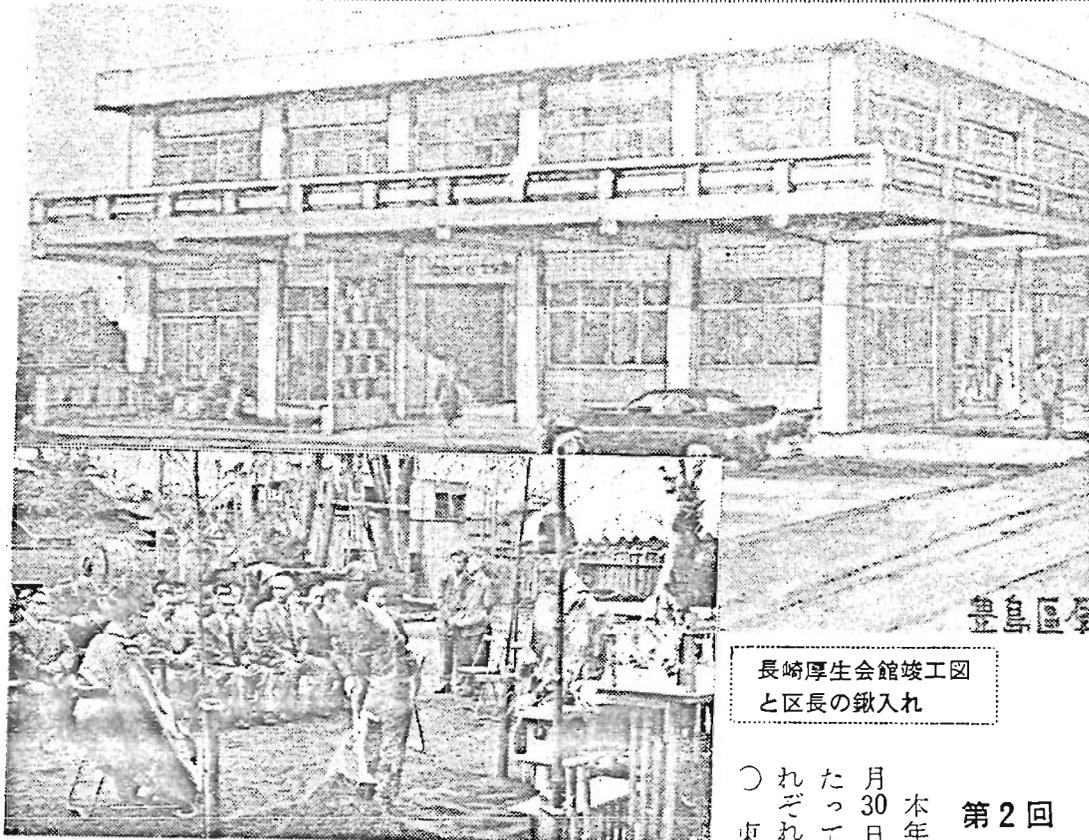
# 豊島区広報

昭和 37 年 5 月 25 日 東京都豊島区役所発行 電話 (981) 大代表 1111

世帯と人口  
 5月1日現在  
 人口 349,988  
 男 178,633  
 女 171,355  
 世帯数 107,851

## 長崎厚生会館の起工式

☆… 長崎厚生会館の起工式は5月17日午前10時か  
 ☆… 木村区長ほか関係者が出席して行なわれまし  
 ☆… た。この会館の敷地は長崎2の6で鉄筋コンク  
 ☆… リート二階建のべ八二五平方、10月末日に完



長崎厚生会館竣工図と区長の歙入れ

成の予定です。この会館には、第六出張所を移転併設すると共に従来の長崎授産場を合わせこの他老人のための敬老ホール、青少年のための読書室、レクリエーションホール、会議室等が設けられています。

## 第2回 臨時区議会

本年第二回の臨時区議会は4月30日及び5月2日の両日にわたって開かれ、次の二議案がそれぞれ原案どおり可決された

- 東京都豊島区立長崎厚生会館新築工事請負契約

に関する件

- 東京都豊島区特別区税条例の一部を改正する条例案

### 区議会の動き

特別区制調査特別委員会

4月16、17及び19日  
 区長公選問題について、都議会に陳情

総務商工財務連合委員会

4月23日 東京都豊島区特別区税条例の一部改正案について審議

総務商工委員会

4月23日 国税通則法案撤回に関する請願外二件について審議

財務委員会

4月23日 日雇労働者の賃金値上げに関する請願外一件について審議

文教委員会

4月25日 游泳池設置箇所の件外一件について審議

厚生委員会

4月27日 公益質屋運営の件外二件について審議

財務委員会

4月27日 東京都豊島区長崎厚生会館新築工事請負契約に関する件について審議

建設委員会

4月27日 日雇労働者の賃金値上げの請願外三件について審議

議員総会

4月27日 東京都豊島区特別区税条例改正案について説明

特別区制調査特別委員会

4月30日 都議会における区長公選問題の審議結果について報告

総務商工委員会

4月30日 東京都豊島区特別区税条例改正反対に関する請願外九件について審議

厚生委員会

4月30日 豊島区役所第三出張所管内に厚生会館兼出張所新設方の請願について審議

# 投票正し選挙

## 参議院議員選挙 7月1日

このたびの参議院議員の選挙は、6月7日公示、7月1日投票の予定です。

この選挙は任期満了になる全国選出議員定数一〇〇名のうち半数の五〇名と補欠一名、地方選出議員七五名を選び出す選挙であります。本都関係においては地方選出議員定数四名と補欠一名です。

この参議院は衆議院と同様国政に重要な役割を果すものであります。従来他の選挙に比較しこの選挙はとかく投票率が悪く一般の関心が薄いように思われます。こんどこそ洩れなく投票してこの汚名を返上致しましょう。

選挙は民主政治の土台です。この土台が金力や情実で行なわれては、公明で健全な政治がなりたつ筈はありません。よりよい民主政治を確立するため、候補者も有権者も選挙法を守りぬき、正しく明るい選挙を致しましょう。

なお補充選挙人名簿登録資格者は昨年9月15日現在調製の本区の選挙人名簿に登録されていない者



(一) 昭和17年6月12日以前の出生者

(二) 本年3月11日以前から東京都の23区内に引続いて住所を有して6月11日現在豊島区内に住所のある者

補充選挙人名簿申請期間  
6月12日から19日まで  
補充選挙人名簿縦覧期間  
6月25日から26日まで  
投票日時 7月1日  
午前7時から  
午後6時まで

| 投票区 | 予定投票所               | 町 丁 名 と 区 域   |
|-----|---------------------|---|
| 1   | 豊島振興会館(池袋東1の19)     | 池袋東1丁目(23~27, 74~97, 99, 100を除く) 池袋1丁目(88~142を除く)   |
| 2   | 駒込小学校(駒込6の811)      | 駒込1, 2, 3, 4, 5, 6丁目 全域   |
| 3   | 仰高小学校(巣鴨2の47)       | 巣鴨1, 2, 3丁目 //  |
| 4   | 清和小学校(巣鴨5の1,067)    | " 4, 5丁目 //   |
| 5   | 巣鴨小学校(巣鴨6の1,477)    | " 6, 7丁目 //   |
| 6   | 西巣鴨小学校(西巣鴨3の767)    | 西巣鴨3丁目 //   |
| 7   | 朝日小学校(西巣鴨4の150)     | " 4丁目 //  |
| 8   | 大塚台小学校(西巣鴨1の3,277)  | " 1丁目 //  |
| 9   | 西巣鴨中学校(西巣鴨2の1,952)  | " 2丁目(2501未満 但し2300~2399, 2493を除く)  |
| 10  | 豊成小学校(西巣鴨2の2,536)   | " 2丁目(2300~2399, 2493, 2501以降)  |
| 11  | 豊成幼稚園(堀之内90)        | 堀之内町 全域   |
| 12  | 池袋第二小学校(池袋5の202)    | 池袋1丁目(88~142) 5丁目 //  |
| 13  | 文成小学校(池袋7の1,993)    | " 6丁目 全域 7丁目(2100未満)  |
| 14  | 池袋第一小学校(池袋8の2,303)  | " 7丁目(2100以降) 8丁目 全域  |
| 15  | 大明小学校(池袋2の1,053)    | " 2丁目 //  |
| 16  | 池袋第三小学校(池袋3の1,361)  | 池袋3丁目 雑司谷6, 7丁目 //  |
| 17  | 池袋第五小学校(池袋4の453)    | 池袋4丁目 //  |
| 18  | 高田小学校(雑司谷町2の458)    | 雑司谷町1, 2丁目 //   |
| 19  | 雑司谷小学校(池袋東2の42)     | 雑司谷町3丁目 池袋東2丁目 全域   |
| 20  | 日出小学校(池袋東3の7)       | 池袋東1丁目(23~27, 74~97, 99, 100)<br>" 3丁目, 日出町1丁目 全域 日出町2丁目 全域   |
| 21  | 高南小学校(高田本町1の1,411)  | 高田本町1丁目 全域 高田南町1丁目 全域<br>高田南町2丁目(408~9, 411~420, 430~431, 433~435, 445, 444, 448, 455, 437, 457, 460~463, 465, 505, 506, 509, 514, 519, 525, 528, 535, 537, 541, 558, 559, 566) |
| 22  | 高田中学校(目白町1の1,057)   | 高田南町2丁目(470, 475, 480, 483, 484, 486, 492, 500, 501, 562, 563, 567, 568, 以降) 高田南町3丁目 全域   |
| 23  | 目白小学校(目白町2の1625)    | 目白町1, 2, 3, 4丁目 高田本町2丁目 全域  |
| 24  | 真和中学校(椎名町2の1,904)   | 椎名町1, 2丁目 長崎1丁目 長崎東町1丁目 //  |
| 25  | 長崎小学校(長崎2の37)       | 長崎2, 3丁目 //   |
| 26  | 富士見台小学校(椎名町3の2,003) | 椎名町3, 4丁目 //  |
| 27  | 椎名町小学校(椎名町6の2,272)  | 椎名町5丁目 4,000未満 椎名町6丁目 4,000未満<br>" 7丁目 4,000未満 椎名町8丁目 4,000~4,599を除く  |
| 28  | 長崎中学校(椎名町6の4,048)   | 椎名町5丁目 4,000以降 椎名町6丁目 4,000以降<br>" 7丁目 4,000以降 " 8丁目 4,000~4,099  |
| 29  | 大成小学校(長崎6の42)       | 長崎5, 6丁目 千早町4丁目 全域  |
| 30  | 千早小学校(千早町3の21)      | 長崎4丁目 千早町3丁目 //   |
| 31  | 平和小学校(千早町2の12)      | 千早町2丁目 //   |
| 32  | 要町小学校(要町2の7)        | 要町2丁目 千早町1丁目 //   |
| 33  | 千川中学校(高松1の16)       | 要町1丁目 高松1丁目 //  |
| 34  | 高松小学校(高松2の35)       | 高松2, 3丁目 //   |
| 35  | 千川小学校(要町3の39)       | 千川町1, 2丁目 要町3丁目 //  |

# 特別区民税の税率 その他が改正されました

今次国会で所得税法及び地方税法の一部が改正され、去る三月三十一日公布施行されました。住民税につきましても、国と地方団体（都道府県）との間の税源配分を適正化し、地方財政を安定強化することを目的として、国税である所得税の減税分の一部を地方税である道府県民税の所得割に移すとともに、低額所得者の負担を軽減するため市町村民税所得割の税率が緩和されたことなどが主な改正内容です。

これらの法律に基づきまして、このたび本区の特別区税条例の一部が改正されましたので、その概要をお知らせいたします。

## 一、非課税範囲の拡張

障害者、未成年者、老年者又は寡婦で前年中の所得が十八万円以下の場合には区民税を課税されないことになりました。（従来は十五万円）

## 二、所得割の税率

住民税は道府県民税と市町村民税の二本立からなっていますが、東京都二十三区の場合だけはこれらを合

わせた一本の特別区民税として課税されておりまして。従いまして所得税の一部を移されたことによる道府県民税の増率分だけ区民税の税率が高くなり、一方昭和三十八年度から適用される市町村民税の税率緩和による減税分だけ区民税の税率が低くなることとなります。

そこで特別区民税所得割の税率を道府県民税相当分と市町村民税相当分とに分けて、改正税率（昭和三十七年度分の税率と昭和三十八年度から適用される税率）と改正前の税率とを比較しますと別表のとおりです

## 三、調整控除

昭和三十六年度分の所得税と昭和三十七年度分の区民税とは、扶養控除額（配偶者控除額）と専従者控除額において開きがあるため税源再配分の構想に基づく所得税の税率調整によっては完全な相殺ができませんので、当分の間、税負担の増大をさけるための調整措置として次の金額が所得割額から控除されます。

- 1、配偶者である扶養親族について 二四〇円
- 2、十五才以上の扶養親族（配偶者を除く）一人について、二百円

者を除く）一人について、二百円

- 3、前年の所得が五万円をこえる配偶者がある人で扶養親族のすべてが十五才未満であるとき、その扶養親族のうち一人のみについて 二四〇円
- 4、青色事業専従者（専従者給与額が扶養控除額に満たないためその差額について扶養控除を受けた人を除く）一人について 四八〇円
- 5、白色事業専従者 一人について 二四〇円

## 四、税額控除の引上げ

障害者、老年者、寡婦又は勤労学生について適用される税額控除額が二千円になりました。（従来は千円）

総所得金額のうち配当所得がらるときは、次の金額が所得割額から控除されます。

- 1、一般の配当所得については配当所得の四・二%（昭和三十七年度分限り五・六%）
- 2、証券投資信託の収益の分配による配当所得については配当所得の二・一%（昭和三十七年度分限り二・八%）

ただし、課税総所得金額が千万円をこえる場合は、配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額については前記控除率はそれぞれ半分に なります。

以上が今次改正の要点です。

別表 ( )内は改正前の税率

| 昭和37年度分の税率 |            | 内 訳      |      | 課税所得金額の区分  |      |
|------------|------------|----------|------|------------|------|
| 課税所得金額の区分  | 特別区民税      | 道府県      | 市町村  | 課税所得金額の区分  | 税率   |
| 10万円以下     | 4.0(2.8)   | 2.0(0.8) | 2.0  | 15万円以下     | 2.0  |
| 10万円をこえる金額 | 5.0(4.2)   | 2.0(1.2) | 3.0  | 15万円をこえる金額 | 3.0  |
| 20万円       | 6.0(5.6)   | 2.0(1.6) | 4.0  | 40万円       | 4.0  |
| 50万円       | 7.0(7.0)   | 2.0(2.0) | 5.0  | 70万円       | 5.0  |
| 100万円      | 8.0(8.4)   | 2.0(2.4) | 6.0  | 100万円      | 6.0  |
| 150万円      | 11.0(9.8)  | 4.0(2.8) | 7.0  | 150万円      | 7.0  |
| 250万円      | 12.0(11.2) | 4.0(3.2) | 8.0  | 250万円      | 8.0  |
| 400万円      | 13.0(12.6) | 4.0(3.6) | 9.0  | 400万円      | 9.0  |
| 600万円      | 14.0(14.0) | 4.0(4.0) | 10.0 | 600万円      | 10.0 |
| 1,000万円    | 15.0(15.4) | 4.0(4.4) | 11.0 | 1,000万円    | 11.0 |
| 2,000万円    | 16.0(16.8) | 4.0(4.8) | 12.0 | 2,000万円    | 12.0 |
| 3,000万円    | 17.0(18.2) | 4.0(5.2) | 13.0 | 3,000万円    | 13.0 |
| 5,000万円    | 18.0(19.6) | 4.0(5.6) | 14.0 | 5,000万円    | 14.0 |

昭和38年度分以降の税率

## 五、配当控除



### 国民年金の改正について

国民年金制度の発足以来、早急に手直しの必要があると要望された懸案事項「死亡一時金制度の創設など」について、昨年10月大巾な改正がありました。このたび国民年金制度における低所得者層の給付を改善するため、次のような改正が行なわれました。

- ① 保険料を納めることが困難なため保険料の免除を受けた場合にも保険料を納めた場合と同様に、保険料の二分の一を国庫で負担することになりました。
- ② 老令年金を受けるには、少なくとも10年間の保険料納付を要件としていましたが、このたびの改正では、この期間が10年未満であっても保険料免除期間と合わせて25年ある場合はもとより、免除期間が25年以上ある場合にも支給されます。この25年については年令に応じて期間が短縮されます。また老令年金等の額は保険料納付済期間及び免除期間に応じて自動的に算出されるようになった。
- ③ 福祉年金受給者が前年に13万円以上の所得があると支給されなかったものが、15万円に引き上げられ5月から実施される。

- ④ 恩給、厚生年金などの公的年金を受けている人でも、年二万四千円未満のときは、その金額の差額を福祉年金として10月から支給。
- ⑤ 母子、準母子福祉年金を受けている家庭には、これまで子、孫一人について、年二千四百円が加算されていたが5月分から四千八百円に増額された。
- ⑥ 老令、障害福祉年金を受けている人の配偶者が公的年金給付を受けていると、福祉年金の額から六千円が減額されていましたが、今年10月からこの措置が廃止されることになりました。

○ なお詳細については、国民年金課に、お問い合わせ下さい。



### 福祉年金所得 状況届の受付

現在福祉年金(老令・障害・母子)の支給を受けている方は、なるべく5月中に左記の要領によって書類を提出して下さい。

なお、届出がおくれますと、9月期にもらえる福祉年金がおくれることもあります。

▽ 届出方法：5月期の年金を郵便局で受領の上、国民年金証書と印鑑を持参して下さい。届出用紙は係の窓口にて備えてあります。

▽ 届出は：国民年金課福祉年金係



### 犬税について

犬税は毎月四月一日現在で犬を飼っている人に対して賦課されます。税額は一頭につき年額三百円です(犬を登録する際の登録手数料とは別です)

徴税令書は毎年五月中旬にお手もとに届きますから五月三十一日までにお納め下さい。

犬が死亡、譲渡、行方不明等でないなくなった場合は、すぐに区役所民生課、またははまよりの出張所に廃犬届を提出して下さい。

右の届け出しをしないと翌年も賦課されますのでご注意下さい。

○ なお、お問い合わせは税務課まで

### 人権の上相談

私達の、生まれながらにして持っている、基本的人権は、憲法で保障されております。この基本的人権が犯されて生ずる色々の問題を解決する人のために、区では、「人権の上相談所」を常設しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

▽とき 毎月第2・第4火曜日 午後1時から4時まで

▽ところ 豊島区役所相談室

### 汲取券を使用してください

ふん尿汲取手数料は、汲取券で支払うことに都の清掃条例で定められています。汲取料金はかならず汲取券でお支払いください。

汲取券は「汲取券取扱所」の標示板を掲示している町会、婦人会、タバコ屋、薬屋または清掃事務所の窓口でお求めください。

なお、汲取回数券を使用すると、つぎのように料金が安くなります。

- (甲) 組合わせ汲取券一〇タル分 一五〇円が一四〇円
- (乙) 組合わせ汲取券五タル分七五円が七〇円

### 区民いこいの家

#### 「秀山荘」へ

雑木林の若葉が薫る山中湖畔の静かな台地、野鳥のさえずりを耳にしながら、富士を一望に眺められる「秀山荘」を、ご利用下さい。

附近は杓子山、石割山など富士五湖や、箱根連山を展望する絶好のハイキングコースに富み、また山中湖は釣場としても有名です。

◇宿泊料大人一〇〇円(寝具付)

◇食事は自炊(炊事用具用意あり)

◇お申込みは、総務課又は各出張所  
※七、八月は学校夏期施設のため一般の受付はしません。

# 第20期

## 成人職業学校開設

| 校場          | 科目         | 科目内容             | 講義日 | 定員 |
|-------------|------------|------------------|-----|----|
| 西巣鴨<br>中学校  | 簿記科        | 商業簿記の一般          | 月水金 | 50 |
|             | 写真技術科      | 写真の基礎技術と各種実習     | 月水金 | 50 |
|             | 和裁科        | 和服の裁ち方縫い方        | 月水金 | 30 |
| 雑司が谷<br>小学校 | 洋裁科        | 洋裁の基礎と応用技術       | 月水金 | 50 |
|             | 謄写印刷科      | 謄写印刷の初歩技術        | 月水金 | 50 |
|             | 機械編物科      | 機械編物の基礎技術と各種実習   | 月水金 | 30 |
| 池袋<br>中学校   | 洋裁科        | 洋裁の基礎と応用技術       | 月水金 | 50 |
|             | 調理技術科      | 調理方法と各種実習        | 月水金 | 50 |
|             | テレビステレオ技術科 | 初歩理論より実習までの系統的練習 | 月水金 | 50 |
| 豊島区<br>立野   | 補修改装製本科    | 図書の諸補修改装合冊製本     | 月水金 | 20 |
| 豊島区<br>立野   | 自動車運転科     | 普通自動車の運転技術と必要な知識 | 随時  | 50 |

成人職業学校は職業を求められる方、職業に職場へ新しい技術を注入しようとする方、改めて職域の方向を定めようとする方等すべて職業技術を修得しようとするの受講を、おすすぬ致します。

一、受付期間 6月1日より6月6日まで(募集定員に達し次第締切りです)但し、自動車運転科の受付は4日まで5日に

### 選考の上発表

- 二、開校式 6月7日午後6時 豊島公会堂(当日映画上映)
- 三、開講期間 6月8日より7月23日まで、毎週「月水金」の各曜日に開講
- 四、入学資格 豊島区民の男女(豊島区内に勤務する者は区民に準じます)
- 五、授業料 無料(実習用テキスト消耗品は各自の負担)但し自動車運転科については一、七五〇円(基本教程)のうち本人が一五、七五〇円の負担となります。修了後は実地試験が免除されます。

六、入学手続 申込書に所要事項を記入して区役所民生課にご持参下さい。なお申込の際に居住または勤務先が確認できるものをご提示下さい。



### 生業資金の貸付

- 一、借受人資格 生活にお困りの方で次の要件をそなえた方に限ります。
- ① 豊島区内に1年以上引き続いて居住し主としてこの「貸付金による」職業によって生計をたてる人
- ② 事業計画が具体的、实际的

で直ちに事業を開始できること、または現に事業をいとなんでいること

- ③ 住民税を完納していること、但し、法令により課税されなかった者はこの限りではありません
- ④ 確実な保証人が二人あること
- ⑤ 都及び区から資金の貸付を受けるものはその元利金を返済していること
- 二、貸付金の限度及び貸付期間 一世帯五万円まで貸付期間は3か年以内(6か月すえ置期間を含む)
- 三、利率及び返済方法 日歩一銭(すえ置期間無利子) 月賦返済
- 四、保証人 ① 豊島区内に引き続き1年以上居住し、一定の職業を有し独立の生計を営んでいる世帯主であること ② 保証能力が十分と認められる方で住民税を完納していること ③ この資金貸付について他に保証していないこと
- 五、申込期間は5月29日から6月12日まで。
- 六、申込希望者は資金借入申込書を民生課から受取り裏面の「申込注意」をよくご覧下さい。
- 七、貸付の決定は調査を行ない審査委員会に諮って決定いたします。
- 八、申込場所は豊島区役所(一階) 民生課厚生係 内線二五一



### 引揚者の方へのお知らせ

#### 請求期限の延長

海外引揚者給付金請求期限が1年延長され昭和38年5月16日までになりました。

次に該当する引揚者、遺族の方の請求は昭和43年5月16日が時効です

- 終戦後の外地引揚者で、昭和20年2月15日から終戦日まで(外地)で出生し終戦日まで(内地)にいた者
- 遺族給付金の内地死亡者の死亡当時の年齢が20才から24才までの死亡者の遺族

なお、終戦前の南方地域からの引揚者等給付金の請求期限は昭和42年5月14日です

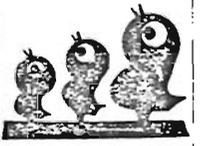
引揚者国庫債券の担保貸付 現在引揚者国庫債券をお持ちの方で、生計、生業等に資金の必要の方は、国庫債券を担保にして、資金を貸付致します。

▽ 受付期間 6月10日から6月30日まで、債券、米穀通帳、印鑑を持参の上、民生課援護係まで

▽ 貸付金額 二八、〇〇〇円券は一四、〇〇〇円迄 二〇、〇〇〇円券は一〇、〇〇〇円迄 一五、〇〇〇円券は 七、〇〇〇円迄 七、〇〇〇円券は 三、〇〇〇円迄

▽ 利息 年六分

# お知らせ



## 「この男に」注意

最近、豊島区を中心として、建築現場あるいは建築事務所などに「豊島区建築監察部長」などと称して公務詐称をする者が現われておりますので、建築関係者はもとより一般区民の皆さんもご注意下さい。

なお先輩その他次のとおり

▽ 五十才位で背高く(一・七〇メートル位)角顔

▽ 腕章を巻いていたり宮本と称する名刺を出すこともある

▽ 今迄に建築課に報告のあった箇所は、高田南町方面、池袋八丁目西巢鴨二丁目、文京区内一件等ですが、当区役所には「建築監察部」という部はなく、当区職員は区発行の「身分証明書」及び都発行の「建築物立入検査証」を携行しており、腕章はつけておりません。ご不審の点がありましたら、建築課指導係までご連絡下さい。

### 道路工事

▽ 池袋二丁目～池袋三丁目に至る、池袋駅西口附近  
▽ 巣鴨三丁目～巣鴨五丁目に至る間 6月上旬まで

☆ 保険料納めて安心

我が家の健康 ☆

国民健康保険の保険料は、毎月徴収員が、集金しています。必ずその月分を納めましょう。

### 「商工業融資資金」の貸付

○ 豊島区商工相談所では、各種金融機関のご協力により中小事業者のみなさんに「商工業融資資金」の貸付けを行なっています。

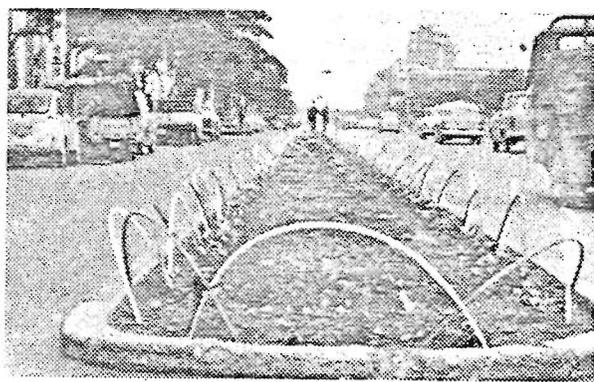
○ 借りられる方は、区内に1か年以上住んでいる区民税完納者で、貸付け額一件あたり二十万円以下貸付利率日歩三銭以内、返済方法は日掛または月掛となっています  
○ なお、くわしいことは区役所商工課内商工相談所へ(内線二六九)



### 給水制限中 火災予防

都水道事情は極度に悪化し、第三次制限給水が実施されております。このため区内の消火栓水圧及び水量が激減し、ひとたび火災が発生しますと延焼を免がれない危険な事態に直面しております。  
豊島、池袋両消防署では全機能を

動員して警戒態勢を強化しておりますが、何より大切なことは皆さんの家庭から火事を出さないことです。  
◇ 火気取扱いは万全の注意を  
◇ 外出や、おやすみ前には必ず火の気の安全を確かめましょう  
◇ 風呂桶、バケツ等に初期消火の水を準備して下さい



花一ぱい運動で街を美しくきれいに

### 体育レクリエーション教室

区民皆さんが楽しくすごしていただくため、体育レクリエーション教室を開催いたしますので、多数のご参加をお待ちしております。  
実施内容・フォークダンス、民踊、ゲーム、ソング指導  
とき・5月24、25日 清和小  
6月4、5日 千早中  
受講料・無料

### 区営日出町公益質屋業務休業のお知らせ

区営日出町公益質屋の業務を都合により6月9日をもって休業することになりましたので、ご利用される方は左記の区営公益質屋へ

- (一) 池袋公益質屋 (池袋一ノ一三四)
- (二) 駒込公益質屋 (駒込四ノ一五)

毎日商工課商工係で行われていた「税務相談」は

毎週木曜日の午前中に変更します

### 4月新図書から

閉店時間 有吉佐和子  
恋の泉 中村真一郎  
ドライブ読本 遠間 武夫  
驚進 日本社会党  
(定本) 三好達治全詩集 筑摩書房  
ライフ・ワールドライブラリー3

再生の記録 時事通信社  
鯨 神 ボグダノヴィチ 宇能鴻一郎  
七十三才の青春 富田 文子  
東京裁判(上) 東京裁判行会  
芭蕉を追って・奥の細道 山本健吉監修  
随筆四角い卵 新潮社  
わたしとあなた 読売新聞社  
人間尊重五十年 出光 佐三  
ユースホステルの旅 秋元書房